

入札説明書

中部地方整備局木曽川上流河川事務所の「平成22年度 木曽川上流管内再算定業務」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 手続開始の公示日 平成22年3月11日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 木曽川上流河川事務所長 石橋 良啓

岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

3. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度 木曽川上流管内再算定業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容 本業務は、木曽川上流河川事務所管内における河川改修事業に必要な用地取得等に伴う再算定業務を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

用地調査

・ 打合せ協議（再算定）	1 4 権利者
・ 現地踏査	2 権利者
・ 木造建物B （再算定）130㎡以上200㎡未満	1 棟
・ 木造建物C （再算定） 70㎡未満	1 棟
・ 非木造建物B 構造計算無（再算定）200㎡未満 区分ハ	3 棟
・ 非木造建物C 構造計算無（再算定）200㎡未満 区分ハ	2 棟
・ 生産設備D （再算定）300㎡未満	1 箇所
・ 附帯工作物（住宅A） （再算定）	4 戸
・ 附帯工作物（住宅B） （再算定）	1 戸
・ 附帯工作物（住宅C） （再算定）	6 戸
・ 附帯工作物（農家A） （再算定）	1 戸
・ 附帯工作物（独立工作物） （再算定）	1 箇所
・ 墳墓A （再算定）	1 0 ㎡
・ 墳墓D （再算定）	1 0 ㎡
・ 営業調査・算定 （再算定）営業A	2 事業所
・ 通損算定（仮住居必要） （再算定）	1 0 世帯
・ 通損算定（仮住居不要） （再算定）	2 世帯
・ 仮営業所設置賃貸物件	1 事業所

・工損積算（木造建物） 200㎡以上300㎡未満	1 棟
・工損積算（木造建物） 70㎡未満	3 棟
・工損積算（木造建物） 70㎡以上130㎡未満	6 棟
・工損積算（木造建物） 130㎡以上200㎡未満	5 棟
・工損積算（非木造建物） 200㎡未満	1 1 棟
・工損積算（非木造建物） 200㎡以上400㎡未満	2 棟

(4) 履行期限 平成22年7月30日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

電子入札システムで利用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の I C カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

4. 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業体であること。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取することは、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社

又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合。

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ ②に掲げる平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書を提出することができるが、その者が参加するためには、指名通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

木曽川上流河川事務所管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

木曽川上流河川事務所管内（以下「事務所管内」という。）とは以下の市町とする。

岐阜市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、山県市、美濃市

羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、可児郡御嵩町

一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町

※ 営業拠点等とは、木曽川上流河川事務所管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。なお、技術者とは(4)に記載する資格等を有する者をいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。）第2条第1項別表に定める物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の3部門に係る補償業務

（3部門の実績は、同一業務による実績でなくてもよい。）

類似業務：登録規程第2条第1項別表に定める上記同種業務以外の補償業務

(物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の3部門のうちいずれか1部門でも実績がない場合は、類似業務となる。)

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書の提出時に登録規程に基づく当該登録部門に係る登録申請書の写し又は登録追加申請書、若しくは補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定、以下「実施規程」という。)第20条に基づく当該登録部門に係る研修及び検定試験の免除申請の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までにいずれかの登録を受け、登録証の写しを提出しなければならない。指名通知の日は別表①の日を予定する。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者。
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める実施規程第3条に掲げる物件部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自らが主体的に関わったものに限る。

同種業務：補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号、以下「登録規程」という。)第2条第1項別表に定める物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の3部門に係る補償業務

(3部門の実績は、同一業務による実績でなくてもよい。)

類似業務：登録規程第2条第1項別表に定める上記同種業務以外の補償業務

(物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の3部門のうちいずれか1部門でも実績がない場合は、類似業務となる。)

(6) 業務量に関する要件

- ① 平成22年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が50

0 万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置主任担当者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任担当者の経歴等」及び「予定主任担当者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- 1) 配置予定主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去 5 年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における主任担当者としての経験を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が、主たる業務の場合。
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③ 登録規程第 2 条第 1 項の別表に掲げる物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門に係る補償業務管理者又は実施規定第 3 条に掲げる物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の補償業務管理士を有していない場合。

5. 担当部局

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町 5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所

- ① 経理課：契約手続きに関すること。

電話 058-251-1322 ファクシミリ 058-251-4301

メールアドレス： keijyory@cbr.mlit.go.jp

② 用地課：参加表明書の作成に関すること。

電話 058-251-1323 ファクシミリ 058-251-4301

メールアドレス： kisojyo-youti@clear.ocn.ne.jp

6. 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認すること。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
- 画像ファイル JPEG及びGIF形式
- 圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が

承認した場合においてはこの限りではない。

⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先 ５．②と同じ。

7. 入札参加者を指名するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7.(2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに配置予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点			配点	得点
	判断基準				
基本事項 (企業)	業務実績	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5
			①同種業務の実績がある。-----	5	
		②類似業務の実績がある。-----	0		
		平成12年度以降の同種又は類似業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5
	①75点以上-----		5		
	②70点以上75点未満-----		3		
	③65点以上70点未満-----		1		
	④60点以上65点未満-----		0		
	企業信頼度（優良表彰）	平成17年以降の優良表彰の受賞の有無	次の順位で評価する。 ※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		5
①優良表彰の受賞実績有り。-----			5		
②優良表彰の受賞実績無し。-----			0		

	地域での 業務経験	過去5年間の地 域での業務経験 の有無	次の順位で評価する。		5
			①事務所管内における業務経験がある。	5	
			②上記に該当がない。	0	
	企業信頼度（指名停止等）		参加表明書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じる。 ア）営業停止又は指名停止期間 処理後6ヶ月 イ）文書注意後2ヶ月 ウ）口頭注意後1ヶ月		0
			①処分を受けていない。	0	
			②処分を受けている。	－5	
	その他（補償コンサルタント登録の有無）		当該業務に関連する部門の補償コンサルタント登録の有無を次の順位で評価する。		5
			①物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の補償コンサルタント登録がある。	5	
			②上記に該当しない。	0	
基本事項 (技術者)	技術者資格		次の順位で評価する。		5
			①物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を有する。	5	
			②①に記載の3部門のうち、2部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士の資格を有する。	3	
			③上記①②に該当しない。	0	
	業務実績	平成12年度以降 の同種又は類似 業務の実績	次の順位で評価する。 ※ 業務実績が無い場合は選定しない。		5
			①同種業務の実績がある。	5	
			②類似業務の実績がある。	0	
		平成12年度以降 の同種又は類似 業務の業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 ※ 同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額500万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、70点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を65点として扱う。		5
			①75点以上	5	
			②70点以上75点未満	3	

			③65点以上70点未満	1	
			④60点以上65点未満	0	
	技術者信頼度（優良表彰）	平成17年以降の優良表彰の受賞の有無	次の順位で評価する。 ※ 優良表彰の受賞実績は、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		5
			①優良表彰の受賞実績有り。	5	
			②優良表彰の受賞実績無し。	0	
	地域精通	過去5年間の当該事務所周辺での業務経験の有無	次の順位で評価する。		5
			①事務所管内での業務経験を有する。	5	
			②上記に該当しない。	0	

8. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官木曾川上流河川事務所長に対して非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：5. ①と同じ。
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：5. ①と同じ。
 - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - ①閲覧場所：木曾川上流河川事務所 経理課 閲覧場所
 - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、10

時00分から16時00分まで。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により木曽川上流河川事務所経理課まで持参すること。

(3) 開札の日時

別紙⑤のとおり。

11. 入札方法等

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて４．に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。

(1) 配置予定主任担当者の制限

配置予定主任担当者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定主任担当者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における主任担当者の経験を有する技術者を、配置予定主任担当者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任担当者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の１）から４）までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- １） 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ２） 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- ３） 当該配置主任担当者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は去５年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ４） 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(２) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務にかかる用地買収が完了するまでとする。

(３) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の３分の１以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(４) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と(１)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無。

18. 契約書作成の要否等

用地調査等請負契約書により、契約書を作成するものとする。

19. 支払条件 前金払 無。 部分払 無。

20. 火災保険付保の要否 否。

21. 関連情報を入手するための照会窓口 ５．②と同じ。

22. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(１) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－１～８、Ａ４判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(２) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の当該地域での業務経験、業務拠点	・過去5年間の事務所管内での業務経験について記載する。 ・記載する業務の件数は最大1件とする。 ・参加表明者の事務所管内に存する業務拠点を記載する。 ・営業拠点の所在地を証するものを提出すること。（パンフレット等。） ・記載様式は様式－2とする。
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする。 ・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等	・補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）に基づく登録状況を記載する。 ・記載様式は様式－4とする。
配置予定主任担当者の経歴等	・配置予定主任担当者について、資格、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は平成22年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定主任担当者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・過去5年間の事務所管内での業務実績について、1件記載する。なお、業務実績は、発注機関を問わない。 ・記載様式は様式－5とする。
配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績	・配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績及び業務成績を記載する。 ・記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件とする ・記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚以内に記載する。 ・業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。
優良業務表彰の有無	・参加表明者の平成17年以降の優良表彰の受賞の有無について記載する。 ・配置予定主任担当者の平成17年以降の優良表彰の受賞の有無について記載する。 ・記載様式は様式－7とし、優良表彰の受賞がある場合は、その写しを提出すること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

	・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門に係る補償業務管理者又は実施規程第3条に掲げる物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の補償業務管理士の保有状況を記載する。 ・記載様式は様式－8とする。
--	--

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定主任担当者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任担当者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任担当者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任担当者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、参加表明者及び配置予定主任担当者の業務実績が、平成21年3月31日までに財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

また、配置予定主任担当者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 参加表明書の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、参加表明書に記載した配置予定主任担当者を当該業務の主任担当者として配置すること。主任担当者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (6) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開して

いる。

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
中部地方整備局木曽川上流河川事務所経理課 電話 058-251-1322へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成22年 3月25日
②	参加表明書の提出期間	平成22年 3月12日から 平成22年 3月18日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成22年 3月12日から 平成22年 3月24日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年 3月31日10時00分から 平成22年 4月 1日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年 4月 2日13時30分 木曽川上流河川事務所 経理課

(別添)

(様式－１)

参 加 表 明 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中 部 地 方 整 備 局
木曽川上流河川事務所長 石橋 良啓 殿

住 所
電話番号
F A X
会 社 名
代 表 者 役職名 氏名 (※印)
(※ 紙入札方式の場合は押印すること)

平成22年3月11日付けで手続開始の公示のありました平成22年度 木曽川上流管内再算定業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式－１から様式－８まで及び契約書の写しを提出してください。

なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金(380円)の切手を貼った長3号封筒を、参加表明書と併せて提出してください。

参加表明者

①当該地域での業務経験（平成17年度以降）			
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	履行期間
②営業拠点等の所在地			
会 社 名	所 在 地		

※当該地域での業務経験が確認できる書類の写しを提出すること。

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償 部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務成績（評定）	点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。ただし、物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の３部門の実績を別業務の実績をもって同種業務とする場合には、記載する３件の実績で同種業務の部門を満たすものでなければならない。

※ 業務の概要については具体的に記述すること。

※ 図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

※ 業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

参加表明者の補償コンサルタント登録の状況等

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	変更年月日	登録部門

※ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第2条第1項の別表に定める登録部門における登録状況を記載する。

※ 変更年月日は、新規登録もしくは更新登録を行った以降に、補償業務管理者を変更した場合に記載する。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな					
①氏名		②生年月日 才			
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日) 補償業務管理者 (部門：○○○)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 補償業務管理士 (部門：△△△)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 補償業務管理士 (部門：□□□)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日 その他 (名称：)、登録番号： 、取得年月日： 年 月 日					
⑤手持業務の状況 (平成22年4月1日現在)、主任担当者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上 (ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業 務 名 (TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 万円)	
⑥当該事務所周辺での業務実績 (平成17年度以降)					
業 務 地 域 (都道府県・市町村名)	業 務 名 (TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	受注会社名

配置予定主任担当者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	同種（或いは類似）業務			
	土地調査部門	土地評価部門	物件部門	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償 部門	事業損失部門	補償関連部門	総合補償部門
業務名				
TECRISの登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				
業務の技術的特徴当該 技術者の業務担 当の内容				
業務成績（評定）	点			

※ 業務分類には、同種又は類似業務を記載すること（該当する部門に○を記載する。）。ただし、物件部門、営業補償・特殊補償部門及び事業損失部門の3部門の実績を別業務の実績をもって同種業務とする場合には、記載する3件の実績で同種業務の部門を満たすものでなければならない。

※業務の概要等については、業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※業務成績が確認できる書類の写し（成績評定通知書の写し等）を提出すること。

優良業務表彰の有無

平成17年度から平成21年度の企業の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

企業の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（補償関係コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	○○事務所	局長又は事務所 長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

平成17年度から平成21年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

1. 有り 2. 無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（補償関係コンサルタント業務）

表彰年度	業務名	発注者	主任担当者	表彰者
○年度	○○年度△△△業務	△△事務所		局長又は事務所 長

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(補償業務管理士等の保有状況)

資格名	部 門	①氏 名	②登 録 番 号	③取得年月日
補償業務管理者	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
	総合補償部門			
補償業務管理士	土地調査部門			
	土地評価部門			
	物件部門			
	機械工作物部門			
	営業補償・特殊補償部門			
	事業損失部門			
	補償関連部門			
	総合補償部門			

※保有する補償業務管理者又は補償業務管理士を記載する。

※記載の資格が確認できる書類の写しを提出すること。